まちづくり協働推進事業補助金交付要綱第13条取り扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、まちづくり協働推進事業補助金交付要綱(平成24年制定)(以下「要綱」という。)第13条に規定する、継続事業の取り扱いについて定めるものとする。

(対象者)

第2条 要綱第2条の定めによるものとする。

(対象事業)

- 第3条 本規程の補助の対象となる事業は、要綱の規定による補助の交付を受けた事業であって、要綱第4条もしくは第6条の規定により対象外となった事業の内、次の事業を対象とする。
 - (1) 地域福祉推進事業
 - (2) 町長が特に認める事業

(対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、本規程による補助申請を最初に申請した年度から 5年度が経過するまでとする。

(対象経費)

第5条 要綱第5条の定めによるものとする。

(補助金の限度額及び補助率)

第6条 補助金の限度額は1年度あたり15万円とし、補助率は、要綱第6条第2項の 定めによるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 当該補助金の交付に係る申請手続き等は、要綱の定めによるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。